

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
1	平成30年 8月1日	P14 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推 進 (5)具体的な取組	・在宅医療・介護連携推進会議 の開催と地域住民への普及啓 発、事例検討会の実施	・在宅医療・介護連携推進会議 の開催と講演会、事例検討会の 実施	参加者が限定される講演会での普及啓発ではなく、より広範囲の区民への周知を図るため、方法を見直した。講演会開催の目的であった「地域住民への普及啓発」をビジョンとして明示する。
2	平成30年 8月1日	P17 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 4 総合的な相談支援体制 (5)具体的な取組	・在宅医療・介護連携推進会議 の開催と地域住民への普及啓 発、事例検討会の実施	・在宅医療・介護連携推進会議 の開催と講演会、事例検討会の 実施	
3	平成30年 8月1日	P21 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 8 人権の尊重 (3)施策	・人権啓発推進員を軸とした自律 的な人権啓発実施を促進してい きます。	・人権啓発推進員協議会を軸と した自律的な人権啓発実施を促 進していきます。	記載誤り。
4	平成30年 8月1日	P35 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (5)具体的な取組	・大正区まちづくり活動の強化推 進(こども文化祭、ジョギング大 会)	・大正区まちづくり活動の強化推 進(こども文化祭、ジョギング大 会、提案事業)	事業委託の際に、新しい提案 事業の実施ではなく、現行の 事業の充実に注力し、地域活 動の活性化を図る。
5	平成31年 4月1日	P14 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推 進 (5)具体的な取組	・大正区地域福祉推進会議の開 催	・区の地域福祉施策の方針を検 討・決定する仕組みの確立(地 域福祉推進会議)	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
6	平成31年 4月1日		・在宅医療・介護連携の推進	・在宅医療・介護連携推進会議 の開催と地域住民への普及啓 発、事例検討会の実施	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
7	平成31年 4月1日		・民生委員・児童委員活動の推 進	・民生委員・児童委員活動の推 進(研修関係)	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
8	平成31年 4月1日	P14 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推 進 (5)具体的な取組	・子育て支援ネットワーク連絡会	・児童への虐待防止	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
9	平成31年 4月1日		・「地域包括支援体制(仮称)【愛 称:「大正区地域まるごとネット (仮称)」】構築に向けた「地域包括 支援プロジェクトチームの運用	・「大正区地域包括支援体制」 (仮称)の構築に向けたプロジェ クトチームの設置	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
10	平成31年 4月1日	P15 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 2 地域包括ケアシステムの構築 (5)具体的な取組	(ア)在宅医療・介護連携の推進	(ア)在宅医療・介護連携推進事 業	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
11	平成31年 4月1日	P17 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 4 総合的な相談支援体制 (5)具体的な取組	・在宅医療・介護連携の推進	・会議の開催と地域住民への普 及啓発、事例検討会の実施	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
12	平成31年 4月1日		・子育て支援ネットワーク連絡会	・児童への虐待防止	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
13	平成31年 4月1日	P19 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 6 健康寿命の延伸 (5)具体的な取組	・健康増進普及啓発事業『大正 区健康の日 みんなの健康展』 の開催	・『大正区健康の日 みんなの健 康展』の開催	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
14	平成31年 4月1日		(削除)	・生活習慣病への知識を高める 区民健康講座の実施	事業廃止。
15	平成31年 4月1日		(新規) ・歯科健康相談の実施 ・すこやか塾(健康づくり広げる講 座)		新規事業。
16	平成31年 4月1日	P21 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 8 人権の尊重 (5)具体的な取組	(削除)	・人権に関する効果的な啓発	事業廃止。

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
17	平成31年 4月1日	P22 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (5)具体的な取組	⑤防災用物資等支援	⑤デジタル簡易無線機の導入	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
18	平成31年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 2 防犯対策 (5)具体的な取組	② こども110番の家	②防犯カメラの設置調整	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
19	平成31年 4月1日	P25 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 1 子育て施策の充実(見守り) (5)具体的な取組	・母子保健事業(プレパパ・ママ レッスン、幼児の保護者を対象と したペアレントトレーニング講座 の開催)	・母子保健事業(マタニティレス ス、地域ふれあい子育て教室、 ペアレントトレーニング講座)	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
20	平成31年 4月1日	P30 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 5 問題行動への対応 (5)具体的な取組	・区独自スクールソーシャルワー カーの活用事業	・スクールソーシャルワーカー巡 回・派遣	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
21	平成31年 4月1日		・学習・登校サポート事業	・学習支援・登校支援サポータ ーの派遣	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
22	平成31年 4月1日	P32 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 6 こどもの貧困対策 (5)具体的な取組	・子育て支援ネットワーク連絡会	・児童への虐待防止、要保護児 童対策地域協議会の開催	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
23	平成31年 4月1日		・要保護児童対策地域協議会の 開催		平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
24	平成31年 4月1日		・英語力向上事業	児童の英語力向上対策の実施 事業	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
25	平成31年 4月1日		・学習・登校サポート事業	・学習支援・登校支援サポータ ーの派遣	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
26	平成31年 4月1日	P32 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 6 こどもの貧困対策 (5)具体的な取組	(新規) ・『読み書き能力(リテラシー)』スキルアップ ・大正教育活動協力隊(つつじサポーター)の活用		新規事業。
27	平成31年 4月1日	P33 第4章 施策 【4】活力ある元気なまちへ 1 まちの活性化 (5)具体的な取組	・TUGBOAT大正(尻無川河川広場賑わい創造拠点)の管理運営	・尻無川河川広場賑わい創造拠点の管理運営	平成31年度大正区事業・業務計画書に合わせた表現の変更。
28	平成31年 4月1日		・公民連携手法による活性化事業の取組	・公民連携による地域活性化事業の実施 (独法)都市再生機構と(株)フィルとの連携による地域活性化事業 空家等の利活用の促進	平成31年度大正区事業・業務計画書に合わせた表現の変更。
29	平成31年 4月1日	P34 第4章 施策 【4】活力ある元気なまちへ 2 ものづくり企業の活性化 (5)具体的な取組	・企業への支援 高校と区内企業とのインターンシップ(就業体験)の実施、ファクトリーステイin大正の実施修学旅行をはじめとする工場見学会の実施、人材確保に向けた区内企業と高等学校との交流会の開催、ものづくり展示会の開催、ものづくり企業への社会的責任(CSR)の啓発	・企業への支援 高校と区内企業とのインターンシップ(就業体験)の実施、ファクトリーステイin大正の実施修学旅行をはじめとする工場見学会の実施、人材確保に向けた区内企業と高等学校との交流会の開催、ものづくり企業への社会的責任(CSR)の啓発	平成31年度大正区事業・業務計画書に合わせた表現の変更。
30	平成31年 4月1日	P35 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (5)具体的な取組	・大正区まちづくり活動の強化推進(ファミリージョギング大会)	・大正区まちづくり活動の強化推進(こども文化祭、ジョギング大会)	平成31年度大正区事業・業務計画書に合わせた表現の変更。
31	平成31年 4月1日		・大正区まちづくり活動の強化推進(区民ギャラリー)	・大正区まちづくり活動の強化推進(Taisho生涯学習フェスタ)	平成31年度大正区事業・業務計画書に合わせた表現の変更。

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
32	平成31年 4月1日	P35 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (5)具体的な取組	(削除)	・地域まちづくり活動の強化推進 (地域版)	事業廃止。
33	平成31年 4月1日	P36 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (5)具体的な取組	(新規) ・こども文化祭 ・Taisho生涯学習フェスタ ・地域活動協議会補助金制度の 創設		新規事業。
34	平成31年 4月1日		(削除)	・青少年健全育成の推進	事業廃止。
35	平成31年 4月1日		・種から育てる花づくり事業	・花と緑のあふれるまちづくりの 推進	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
36	平成31年 4月1日		・(仮称)ほんまもんコンサートの 開催	・ランチタイムコンサートの開催	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
37	平成31年 4月1日		・生涯学習の実施支援	・生涯学習ルームの実施支援	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
38	平成31年 4月1日		・大正区成人式(成人の日のつど い)の実施	・成人の日のつどいの実施	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
39	平成31年 4月1日		・大正会館の管理運営(指定管 理者)	・大正会館の管理運営(指定管 理)	平成31年度大正区事業・業務 計画書に合わせた表現の変 更。
40	令和2年 4月1日	P1,10,11,12,14,15,19,26,28,29,31,34	大正区地域包括支援体制(大正 区地域まるごとネット)	大正区地域包括支援体制(仮 称)	名称の決定

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
41	令和2年 4月1日	P6～9 第2章 区の概要 「大正区の主な統計データ」	令和元年度および平成30年度統計データ	平成29年度統計データ	統計データの更新
42	令和2年 4月1日	P11 第3章 策定の基本的方向性 【4】区政運営をサポートする区役所の役割 (2) 民主的区政運営に向けて	これまでの区役所の広報は、区役所が何をやっているかの周知が中心でしたが、大正区役所は令和元年度より広報紙で区の重点施策の特集や報告記事を掲載するなど、第2ステージの広報、説明責任遂行に現在取り組んでおります。すなわち、区民の立場に立ち、子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実を中心とする区政運営を実現するために必要な告知、報告、解説、住民参画促進を使命とする広報、説明責任へとバージョンアップを進めています。今後は、広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に関心を持ち、手に取って読むようアプローチしていく手法や、アウトリーチ型の広報など、「第3ステージの広報のあり方」について検討してまいります。	これまでの区役所の広報は、区役所が何をやっているかの周知が中心でした。大正区役所は今後、第2ステージの広報、説明責任遂行をめざします。すなわち、区民の立場に立ち、子育て・教育、地域福祉、地域防災、地域コミュニティ充実を中心とする区政運営を実現するために必要な告知、報告、解説、住民参画促進を使命とする広報、説明責任へとバージョンアップします。	現在の進捗状況に基づく更新 区政会議委員の意見に基づく修正 (意見) ・区事業等の無関心層へのアプローチをどうするか
43	令和2年 4月1日	P12 第3章 策定の基本的方向性 【5】重点的取組み (2)「大正区地域包括支援体制(大正区地域まるごとネット)」の構築	「地域包括支援プロジェクトチーム」	「地域包括支援プロジェクトチーム」(仮称)	名称の決定

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
44	令和2年 4月1日	P14 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推 進 (1)現状と課題	(新規) 現在、「地域福祉ビジョン」を実行 していくために、大正区地域福祉 推進会議を設置して下記の「(5) 具体的な取組」について進捗管 理を行っています。 なお、現行の「地域福祉ビジョ ン」は令和2年度末に推進期間が 終了するため、令和2年度末まで に改定を行います。	—	現在の進捗状況に基づく更新
45	令和2年 4月1日	P14 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推 進 (5)具体的な取組	(新規) ・要援護者支援システムの構築		事業内容を、要援護者支援シ ステムに統合
46	令和2年 4月1日		(削除)	・地域における要援護者の見守 りネットワークの強化 ・地域の見守り体制づくりの推進	
47	令和2年 4月1日		・特別支援サポーターの派遣	・発達障がいサポーターの派遣	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
48	令和2年 4月1日		(削除)	・子育て支援ネットワーク連絡会	事業内容の見直しによる、事 業の廃止

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
49	令和2年 4月1日	P16 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ	令和元年12月1日現在の大正区 における75歳以上の人口は16.5% ですが、	現在の大正区は75歳以上の人口 が13.6%ですが、	統計データの更新
50	令和2年 4月1日	2 地域包括ケアシステムの構築 (1)現状と課題	(新規) 現在、区の地域福祉全般に関する 施策のあり方を検討・決定する ための「地域福祉推進会議」にお いて、地域包括ケアシステムの 構築に向けた進捗管理を行って います。	—	現在の進捗状況に基づく更新
51	令和2年 4月1日	P16 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 2 地域包括ケアシステムの構築 (2)目指すべき将来像	医療・介護をはじめとする包括 的・総合的なケアを受け、高齢者 が安心して住み慣れた地域で、 個人の尊厳が尊重され自立した 日常生活を営むことのできる状 態。	医療・介護をはじめとする包括 的・総合的なケアを受け、高齢 者が安心して住み慣れた地域で 自立した日常生活を営むこと のできる状態。	区政会議委員の意見に基づく 修正 (意見) ・目指すべき将来像にて、「地 域で自立した日常生活～」と あるが、「自立した」よりも「尊 厳をもって」という表現に変更 したほうがいいのではないか
52	令和2年 4月1日	P16 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 2 地域包括ケアシステムの構築 (5)具体的な取組	(エ)生活支援体制整備事業の実 施	(エ)生活支援体制整備事業の 実施(平成29年10月より全市で 実施)	現在の進捗状況に基づく更新

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
53	令和2年 4月1日	P17 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 3 要援護者支援システムの構築 (1)現状と課題	大正区では、台風や集中豪雨、地震等の災害発生時にひとりで避難できない方(要援護者)を支援するために「要援護者名簿」を作成しており、その名簿を活用して日ごろの見守りと災害時の避難支援を地域の中で一体的に行う「要援護者支援システム」の構築を進めています。 「要援護者支援システム」の構築状況は、令和元年度末には3地域において体制が整い、令和2年度には新たに3地域、令和3年度末までに全10地域での構築をめざしています。 また、「要援護者支援システム」に必要な「要援護者名簿」について、令和元年度にはこれまでに名簿に記載されている方の状況確認と併せて、未登録の方にも戸別訪問により事業内容を説明するなど、「要援護者名簿」の精度向上を図ってまいりました。 今後、これまで民生委員・児童委員にのみ提供してきた「要援護者名簿」を、体制が整った地域団体にも提供していきます。	台風や集中豪雨、地震等の災害発生時における要援護者の支援を視野に、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により作成している要援護者名簿を活用し、地域で収集された情報も加え、地域の中で見守り活動を行う体制づくりを進めていく必要があると考えています。また、より幅広く要援護者を把握する観点から民間事業者等の協力を得ていくことも必要であると考えます。	現在の進捗状況に基づく更新
54	令和2年 4月1日	P17 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 3 要援護者支援システムの構築 (3)施策	「日頃の見守り」と「災害時の避難支援」とが一体となったシステムの構築。	「福祉的見守り」と「災害時要援護者支援」とが一体となったシステムの構築。	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
55	令和2年 4月1日	P17 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 3 要援護者支援システムの構築 (4) 施策目標	区内全10地域で「日頃の見守り」と「災害時の避難支援」とが一体となったシステムの構築。	区内10地域のうち半分以上の地域で「福祉的見守り」と「災害時要援護者支援」とが一体となったシステムの構築。	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
56	令和2年 4月1日	P17 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 3 要援護者支援システムの構築	(新規) ・要援護者支援システムの構築	—	事業内容を、要援護者支援システムに統合
57	令和2年 4月1日	(5) 具体的な取組	(削除)	・地域における要援護者の見守りネットワークの強化 ・地域の見守り体制づくりの推進	
58	令和2年 4月1日	P18 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 4 総合的な相談支援体制 (1) 現状と課題	また、自らSOSを発信できない課題を抱えた家庭へのアウトリーチを行い、迅速な支援につなげていくためのしくみづくりが必要です。さらに、総合的な相談支援のしくみが有効に機能するためには、区役所の専門性とコーディネート機能の強化が不可欠であり、長期的な視野に立った人材配置と育成が必要です。	また、総合的な相談支援のしくみが有効に機能するためには、区役所の専門性とコーディネート機能の強化が不可欠であり、長期的な視野に立った人材配置と育成が必要です。	現在の進捗状況に基づく更新

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
59	令和2年 4月1日	P18 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ	(新規) ・生活困窮者への自立支援 ・大正区生活困窮者支援会議の 開催	—	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
60	令和2年 4月1日	4 総合的な相談支援体制 (5)具体的な取組	(削除)	・子育て支援ネットワーク連絡会	事業内容の見直しによる、事 業の廃止
61	令和2年 4月1日	P19 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 5 障がいのある方へのサポート (4)施策目標	障がい者基幹相談支援センター	障がい者相談支援センター	名称の変更
62	令和2年 4月1日	P19 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ	(新規) ・要援護者支援システムの構築	—	事業内容を、要援護者支援シ ステムに統合
63	令和2年 4月1日	5 障がいのある方へのサポート (5)具体的な取組	(削除)	・地域における要援護者の見守 りネットワークの強化	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
64	令和2年 4月1日	P20 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 6 健康寿命の延伸 (1)現状と課題	また市では「すこやか大阪21(第2次)」において健康寿命の延伸を目標としており、その目標達成のためには生活習慣病対策が重要であり、区においても疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上、特に、自らの健康に無関心、他人事となっている意識を自分の事として受け止める意識の変化をめざし、従来から実施している広報紙やHP・SNS等の媒体を活用した啓発にとどまることなく、より身近で興味や関心をもつことができる健康づくり情報を発信していきます。 さらに、自らの健康に無関心な人がフレイル状態になるのを防ぎ健康寿命の延伸につなげるため、「いきいき百歳体操」や「高齢者食事サービス」「ふれあい喫茶」など、各地域事情に即して行われている高齢者の積極的な社会参加の取組みや居場所づくりを支援していきます。	また市では「すこやか大阪21(第2次)」において健康寿命の延伸を目標としており、その目標達成のためには生活習慣病対策が重要であり、区においても疾病の早期発見、早期治療のために特定健診、がん検診の受診率向上や食育の推進(特に児童の欠食率の低下に向けた取り組み)等を実施する必要があります。	区政会議委員の意見に基づく修正 (意見) ・健康に無関心な層に向け、社会参加を通じて健康寿命の延伸するような施策が盛り込まれていない ・統計データをもとに、がん検診の啓蒙活動を行うべきでは
65	令和2年 4月1日	P20 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 6 健康寿命の延伸 (2)目指すべき将来像	区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健診やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、積極的に社会参加することで健康を維持している状態。	区民が食生活や運動に関心を持ち、生活習慣を見直し、特定健診やがん検診を通じて、自らの健康状態を把握し、健康を維持している状態。	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
66	令和2年 4月1日	P20 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 6 健康寿命の延伸 (4) 施策目標	・食生活の改善に取り組んでいる 区民の割合：令和2年度までに 20%以上	・食生活の改善に取り組んで いる区民の割合：平成31年度まで に21%以上	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
67	令和2年 4月1日		・健康の維持・増進に主体的に取 り組んでいる区民の割合：令和2 年度までに50%以上	・健康の維持・増進に主体的に 取り組んでいる区民の割合：平 成31年度までに36%以上	
68	令和2年 4月1日		(削除)	・朝食をほぼ毎日食べると回答 した区民の割合：平成31年度ま でに85%以上	
69	令和2年 4月1日	P20 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 6 健康寿命の延伸 (5) 具体的な取組	(新規) ・健康講座の実施	—	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
70	令和2年 4月1日		(削除)	・栄養・食生活の改善の推進 ・すこやか塾(健康づくり広げる 講座)	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
71	令和2年 4月1日	P21 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 7 適切な生活保護の実施 (1)現状と課題	大阪市の生活保護の状況は、市全体では平成24年度をピークに減少傾向であり、当区でも減少傾向にありますが、(令和元年10月現在保護受給率 大阪市 7.86% 大正区 9.17%)1日も早い自立に向けた支援が必要です。	大阪市の生活保護の状況は、市全体では減少傾向であるのに対し当区は微増状態が続いており(平成29年8月現在保護受給率 大阪市8.32% 大正区9.59%)1日も早い自立に向けた支援が必要です。	統計データの更新
72	令和2年 4月1日		しかし、当区では経験の浅いケースワーカーが多く(令和元年10月現在 21人中、新任および現職経験年数1年未満が3人、経験年数2年未満が2人)、適正な保護実施のためには一定のスキルアップが必要です。	しかし、当区では経験の浅いケースワーカーが多く(平成29年10月現在 20人中、新任および経験年数1年未満が5人、経験年数2年未満が2人)、適正な保護実施のためには一定のスキルアップが必要です。	該当する職員数が変動
73	令和2年 4月1日		そのため、当区において年度当初に新任・配転者研修を実施したうえ、年間4回程度の専門研修を実施し、福祉局主催の専門研修にも積極的に参加を促すなどスキルアップに努めています。今後は、専門研修の参加者による全職員へのフィードバックを行います。	—	現在の進捗状況に基づく更新

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
74	令和2年 4月1日	P22 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 8 人権の尊重 (3)施策	人権啓発推進員を軸とした地域 に根差した自律的な人権啓発実 施を促進していきます。	人権啓発推進員を軸とした自律 的な人権啓発実施を促進してい きます。	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
75	令和2年 4月1日	P22 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 8 人権の尊重 (5)具体的な取組	・浪速・西・港・大正区合同での人 権展の開催 令和2年度にて終了し、令和3 年度からは区独自の「人権のつ どい」(仮称)の開催	・浪速・西・港・大正区合同での 人権展の開催	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
76	令和2年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (1)現状と課題	令和元年度の区民意識調査区 民モニターのアンケート結果によ れば、津波の際にどの建物に避 難するのを知っている区民の 割合が66.07%と高い一方、区 の防災計画及び地区防災計画が 策定されていることを知っている 区民の割合は18.0%と低く、	平成29年度の区民モニターのア ンケート結果によれば、津波の 際にどの建物に避難するのを知 っている区民の割合が79.7%と 高い一方、区の防災計画及び地 区防災計画が策定されているこ とを知っている区民の割合は 33.9%と低く、	統計データの更新

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
77	令和2年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (1)現状と課題	地区防災計画については、平成30年度に直下型地震編、令和元年度に風水害編、令和2年度に津波編と3か年計画で策定を進めており、平成30年度には全地域で直下型地震編の策定を終え、令和元年度は風水害編の策定に向けて各地域において検討していただいております。また、令和元年度には複数の地域と各種防災関係機関が連携し、直下型地震を想定した総合防災訓練を実施するなど、令和2年度の津波編の策定及び施策目標である地区防災計画に基づく全地域と連携した防災訓練の実施に向けて着実に取り組みを進めております。	—	現在の進捗状況に基づく修正
78	令和2年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (3)施策	区民への想定される被害状況の周知などによる防災意識の向上や地域の自主防災組織づくりにより、自助・互助・共助の意識を高め、地域防災力の向上を図ります。	区民の防災意識の向上や地域の自主防災組織づくりにより、自助・互助・共助の意識を高め、地域防災力の向上を図ります。	区政会議委員の意見に基づく修正 (意見) ・想定される被害状況を周知するなどにより、自助の意識を高める施策が盛り込まれていない
79	令和2年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (5)具体的な取組	・地域防災対策事業 ①防災計画の策定 ②防災会議の開催 ③防災訓練の実施 ④地域防災リーダーの育成 ⑤津波避難ビル協定等の拡充 ⑥防災用物資等支援 ⑦水防団との連携	・地域防災対策事業 ①防災計画の策定 ②防災訓練の実施 ③地域防災リーダーの育成 ④災害時協力協定等の増強 ⑤防災用物資等支援 ⑥水防団との連携	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
80	令和2年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (5)具体的な取組	(新規) ・要援護者支援システムの構築	—	事業内容を、要援護者支援システムに統合
81	令和2年 4月1日		(削除)	・地域における要援護者の見守りネットワークの強化 ・地域の見守り体制づくりの推進	
82	令和2年 4月1日	P24 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 2 防犯対策 (1)現状と課題	街頭犯罪発生件数について市内24区で比較すれば、此花区に次いで2番目に少ない状況ですが、人口比での犯罪発生件数や発生件数の推移を見れば、平成29年から令和元年にかけて増加する傾向にあり(人口千人当たりの全刑法犯認知件数:平成29年6月12位、同年12月7位、平成30年6月12位、同年12月13位、令和元年6月17位)、体感安全度が高いとは言いがたい状況です。特に認知件数の多い自転車盗については、平成25年以降の街頭犯罪7手口における比率が66.5%から年々増加し、28年には75.9%に達しましたが、平成30年には72.2%と低下傾向にあります。変わって顕在化してきたのが特殊詐欺であり、平成30年には認知件数が25件となり、平成29年に比べて150%増加しています。 平成30年12月に区役所と大正警察署との間で締結した「同報系防災行政無線を活用した犯罪発生情報の提供に関する覚書」に基づき、緊急事案等の犯罪情報や注意喚起が必要な事案について情報提供を行う取り組みなど、区役所と大正警察署、大正消防署との間で締結した「大正区安全安心なまちづくりに関する協定書」に基づき、区民の安全安心を守るため、相互に連携・協力して取り組みを進めていきます。	街頭犯罪発生件数について市内24区で比較すれば、此花区に次いで2番目に少ない状況ですが、人口比での犯罪発生件数や発生件数の推移を見れば、平成27年から28年にかけて増加する傾向にあり、決して安全なまちであるとは言いがたい状況です。特に最大の要因となるのが自転車盗の発生件数であり、平成25年以降の街頭犯罪7手口における比率は66.5%から年々増加し、28年には75.9%に達しており、街頭犯罪発生件数を減少させるには、自転車盗対策を強化する必要があります。	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
83	令和2年 4月1日	P24 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 2 防犯対策 (5)具体的な取組	・地域防犯・安全対策の推進	・地域防犯・安全対策事業	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
84	令和2年 4月1日		(削除)	① 地域防犯・安全対策の推進 ② こども110番の家	
85	令和2年 4月1日	P25 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 3 空家等への対策 (1)現状と課題	平成30年度、令和元年度に実施した空家実態調査(三軒家エリア、泉尾エリア)での調査結果では、利活用が可能であるにもかかわらず、空家所有者が倉庫や物置等に使用したり、貸すことを諦めて放置し、市場に流通しない空家も散見されました。	平成26年度に実施した「まちづくりキャンプ@大正区」での調査結果では、大阪市内の中では地価が比較的安く、利活用が可能であるにもかかわらず、所有者が物置に使用したり、貸すことを諦めて放置し、市場に流通しない空家も散見されました。	現在の進捗状況に基づく修正
86	令和2年 4月1日		平成30年度に宅地建物取引士、建築士、司法書士、弁護士などの専門家で構成する大正区空家相談員制度を創設し、空家でお困りの方や利活用のご意向がある方からの相談にワンストップでお答えできる体制を構築しました。今後、様々な事案を空家相談員に繋げることで、空家等の利活用の促進を図るとともに、空家等の除去など建物の新陳代謝を図ります。	—	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
87	令和2年 4月1日	P25 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 3 空家等への対策 (4)施策目標	・空家相談員への相談に繋がった 件数⇒30件以上	—	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
88	令和2年 4月1日	P26 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 1 子育て施策の充実(見守り) (1)現状と課題	(新規) また、大正区では児童虐待件数が19 6件、18歳未満人口割合で2.2%と 大阪市平均の2.4倍、24区中3番目 に多く極めて深刻な状況です。 そこで、妊娠期から中学生までの間、 切れ目のない支援を行うことをめざし、 「大正区版ネウボラ」の構築を進めて おり、子どもたちの健康状況や生活状 況の変化を把握することが、重大虐待 の早期発見に有効的であると考えてい ます。大正区の子育て支援施策におい ては、妊娠期から3歳児までは、保健 師が従事する各種検診等の事業で把 握しており、小・中学校に在籍する児 童、生徒については、平成30年度より 実施している「こどもサポートネット事 業」で、健康状態や生活状況を高い割 合で把握していますが、3歳児健診以 降就学前健診までの4・5歳児につい ては支援体制が不十分であり健康状 況や生活状況の把握ができていませ ん。 このような状況から、現状十分に把握 していない3歳児健診から就学時健診 までの4・5歳児の潜在的な課題を見 える化し、リスクを把握するため効果的 かつ効果的に把握できる仕組みを構 築してまいります。	—	区政会議委員の意見に基づく 修正 (意見) ・安心して子育てを行うための 施策としての「相談会」や「教 室」などに参加しない、参加で きない区民へのアプローチが 盛り込まれていない

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
89	令和2年 4月1日	P26 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 1 子育て施策の充実(見守り) (1)現状と課題	(削除)	<p>① 大正区要保護児童対策地域協議会における登録ケース数 登録件数 平成27年度:227件、平成28年度:257件 平成29年12月現在:268件(毎月9件前後のケースを新規登録)</p> <p>② 児童虐待相談件数 平成27年度:249件(平成23年度37件と比較して4年間で212件増加) 平成28年度:308件 平成27年度の件数を18歳未満人口に占める相談件数の割合で比較すると 24区保健福祉センター平均1.17%に対し大正区は2.47%で2倍以上です。</p> <p>虐待件数の増加については、ひとつには、面前暴力が児童への心理的虐待と定義付けされたことにより、警察から区役所への通報が増えていること、また一方でネグレクトケースは改善が難しいため、継続相談ケースが増加していることが考えられます。 ネグレクトケースの改善に取り組む方策としては、乳児からのできるだけ早期からの寄り添い型の支援が必要です。</p>	現在の進捗状況に基づく修正
90	令和2年 4月1日	P26 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 1 子育て施策の充実(見守り) (3)施策	「こどもサポートネット事業」	モデル事業として実施予定の「こどもサポートネット」	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく変更

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
91	令和2年 4月1日	P26 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 1 子育て施策の充実(見守り) (5)具体的な取組	・母子保健事業(プレパパ・プレママレッスンの開催)	・母子保健事業(プレパパ・ママレッスン、幼児の保護者を対象としたペアレントトレーニング講座の開催)	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく変更
92	令和2年 4月1日		・乳幼児健康診査の実施	・乳幼児健康診査の実施、育児教室(親子にこにこ教室)の開催	
93	令和2年 4月1日		・特別支援サポーターの派遣	・発達障がいサポーターの派遣	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく変更
94	令和2年 4月1日		・こどもサポートネット事業	・「こどもサポートネット」の実施	
95	令和2年 4月1日		・4・5歳児スタートアップ事業	—	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
96	令和2年 4月1日		小学校、中学校とも、区内すべての学校から選択できる「自由選択制」を実施しています。	小学校は、通学区域の学校と隣接する通学区域の学校から選択できる「隣接区域選択制」、中学校は、区内すべての学校から選択できる「自由選択制」を実施しています。	現在の進捗状況に基づく修正
97	令和2年 4月1日	P27 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 2 学校選択制の充実 (1)現状と課題	過去5年間の実績によると、通学区域外の学校を選択した児童・生徒は24区で比較すればトップクラスにありますが、小学校については、選択できる学校が限定されています。校区内の学校を選択した児童・生徒もその意識があるのか、また当初の狙い通り、学校教育に深い関心をもたれているのかといったことなどの検証を行っていく必要があると考えています。	過去3年間の実績によると、通学区域外の学校を選択した児童・生徒は増加傾向にありますが、小学校については、選択できる学校が限定されています。そのためこれまでの実績を検証し、可能な限り、児童・生徒、保護者全ての希望を尊重し入学校に就学できるよう、教育委員会、各学校と連携を図っていく必要があると考えています。	
98	令和2年 4月1日	P27 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 2 学校選択制の充実 (3)施策	小学校においても、「自由選択制」を導入する。(平成31年度新入学予定者より実施)	小学校においても、「自由選択制」を導入し、区における指定校変更基準の拡大を図っていきます。	現在の進捗状況に基づく修正
99	令和2年 4月1日	P27 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 2 学校選択制の充実 (5)具体的な取組	(削除)	・区における指定校変更独自基準の設定	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
100	令和2年 4月1日	P28 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 3 学校の適正配置 (3)施策	地域ごとの将来性を含む人口動態を踏まえ、統合や校区調整といったあらゆる手法を検討し、最善の方策を決定し、その計画を公表していきます。	地域ごとの将来性を含む人口動態を踏まえ、統合や校区調整といったあらゆる手法を検討し、最善の方策を決定していきます。	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
101	令和2年 4月1日	P29 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 4 生活習慣の改善 (1)現状と課題	朝食を食べる児童・生徒の割合が低いことについては、その対策を進めるため、平成30年8月に、区内の食育関係機関・団体による大正区朝食欠食対策推進会を立ち上げたところです。 これまでは、朝食を食べない理由の調査・分析は行われておらず、朝食欠食の原因を明確に把握できていないことが課題でした。そのため、区内の協力校の小学4年生、中学1年生を対象にして「食生活・生活習慣アンケート」を実施・分析を行った結果、朝食欠食と就寝時刻との間、朝食欠食と自己肯定感、スマホの利用時間と睡眠時間との間に強い関連があることが判明しました。今後、上記会議の各構成団体と連携して、今回のアンケート調査結果に対応し、児童・生徒の生活リズムを整えること、早く寝ることの大切さとスマホ等の適切な使用に関する啓発、家庭での朝食づくりの支援に効果的な情報発信を行ってまいります。	—	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
102	令和2年 4月1日	P29 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 4 生活習慣の改善 (1)現状と課題	学力については、教育委員会事務局、区役所による学校(教員)や児童・生徒、家庭への支援及び各学校がそれぞれの実情に応じた取り組みを行った結果、全国学力・学習状況調査では大阪市平均には及ばないものの、着実に向上している傾向が表れているところですが、引き続き学力向上の必要性を訴えながら、施策を進めていくことが必要です。	—	現在の進捗状況に基づく修正
103	令和2年 4月1日	P29 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 4 生活習慣の改善 (1)現状と課題	(削除)	そのため、子育て・教育・青少年健全育成に係る大正区を挙げての課題の洗い出しと、解決に向けた具体方策の検討が必要です。	現在の進捗状況に基づく修正
104	令和2年 4月1日	P29 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 4 生活習慣の改善 (5)具体的な取組	(新規) ・朝食欠食対策の推進		令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
105	令和2年 4月1日	P30 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 5 問題行動への対応 (1)施策	「区独自のスクールソーシャルワーカー活用事業」や「学習・登校サポート事業」に加えて、「こどもサポートネット事業」を行い、地域、学校、区役所で構成する「スクリーニング会議」を開催します。この「スクリーニング会議」においては、学校でのこどもたちに対する気付きを見える化した「スクリーニングシート」において、ひとつでも印のついた項目があるこどもたちの状況を詳細に把握し、必要な支援方策を決定していきます。「スクリーニングシート」には、いじめ、暴力行為、不登校といった項目もあり、それぞれ個々に応じて決定した支援方策、例えばスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や面談、学習・登校サポート事業者による支援を行います。	社会福祉等の専門的な知識や教育分野に関する知識を有するスクールソーシャルワーカーを区内小中学校に派遣、巡回を行い、問題を抱える児童・生徒への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・調整、学校に対し課題解決のノウハウの伝授等を行います。	区政会議委員の意見に基づく修正 (意見) 現状の課題に対しての具体的な取組みが薄く、目標に繋がるのか
106	令和2年 4月1日	P30 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 5 問題行動への対応 (5)具体的な取組	(新規) ・こどもサポートネット事業	—	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
107	令和2年 4月1日	P31 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 6 こどもの貧困対策	こどもの貧困対策(こどもサポートネット事業)	こどもの貧困対策	名称の変更

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
108	令和2年 4月1日	P31 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 6 こどもの貧困対策 (1)現状と課題	平成28年度に実施された「大阪市子どもの生活に関する実態調査」により、世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、子どもの学習理解度に影響を与えていることや、ひとり親家庭の経済状況が厳しいこと、若年出産の世帯が貧困に陥るリスクが高いこと等、支援が必要な子どもや子育て世帯には複合的な課題が存在することが多いことが確認されたことから、学校における気づきを区役所や地域等につなぎ、社会全体で支える仕組みとして、平成30年度から「こどもサポートネット事業」を開始し、平成30年度は1,051人の支援を検討しました。また、早期に支援が必要な子どもや世帯を適切な支援に繋げるため、4・5歳児スタートアップ事業を令和2年度から実施します。	平成28年度に実施された「大阪市子どもの生活に関する実態調査」により、世帯の経済状況が子どもの生活や学習環境、子どもの学習理解度に影響を与えていることや、ひとり親家庭の経済状況が厳しいこと、若年出産の世帯が貧困に陥るリスクが高いことなどが確認されました。また、相対的貧困率は、大阪市が15.2%で大阪府は14.9%となっています。	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
109	令和2年 4月1日	P31 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 6 こどもの貧困対策 (1)現状と課題	学力については、教育委員会事務局、区役所による学校(教員)や児童・生徒、家庭への支援及び各学校がそれぞれの実情に応じた取り組みを行った結果、全国学力・学習状況調査では大阪市平均には及ばないものの、着実に向上している傾向が表れているところですが、引き続き学力向上の必要性を訴えながら、施策を進めていくことが必要です。	いずれも大正区は大阪市全体の平均より困窮度が高いほど数値が悪くなっていることから、貧困の連鎖を断ち切るための方策を検討する必要があると考えます。	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
110	令和2年 4月1日	P32 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 6 こどもの貧困対策 (3)施策	ひとり親家庭や生活困窮家庭等の生活習慣の改善に向け、「こども・親・年齢層に応じた支援」を実施するとともに、こどもサポートネット事業により、支援の必要な子ども(世帯)を発見し適切で効果的な支援を実施します。あわせて、子どもが将来的に貧困とならないよう学力向上に向け、民間事業者等の専門機関・専門家を利用した事業を実施します。また、地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制(大正区地域まるごとネット)」のもと、家庭の生活を支援するとともに安心・安全な居場所づくりをはじめとして、多面的な支援を行っていきます。	ひとり親家庭や生活困窮家庭等の生活習慣の改善に向け、「こども・親・年齢層に応じた支援」を実施するとともに、子どもが将来的に貧困とならないよう学力向上に向け、民間事業者等の専門機関・専門家を利用した事業を実施します。また、地域生活課題を地域において包括的に支援する「大正区地域包括支援体制」(仮称)のもと、家庭の生活を支援するとともに安心・安全な居場所づくりをはじめとして、多面的な支援を行っていきます。	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
111	令和2年 4月1日	P32 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 6 こどもの貧困対策 (5)具体的な取組	(削除)	・子育て支援ネットワーク連絡会 ・英語力向上事業 ・「こどもサポートネット」の実施	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
112	令和2年 4月1日		(新規) ・4・5歳児スタートアップ事業	—	
113	令和2年 4月1日	P33 第4章 施策 【4】活力ある元気なまちへ 1 まちの活性化 (1)現状と課題	現在の大正区では人口が減少し、区内税収も下落しており、総体として都市活動が低下し、まちの賑わいが減少してきています。一方、様々な要因により、大正駅周辺などの地価が上昇し、マンション開発等が行われた結果、社会動態については一時的に歯止めがかかったものの、令和元年は以前と同様の傾向に戻っている(社会動態H27:▲273 H28:▲24 H29:+50 H30:▲99 R1:▲283)状況です。現在、公民の連携によって、泉尾の文化住宅をシェア工房にリノベーションを行ったヨリドコ大正メイキンや尻無川河川広場に設置した賑わい施設であるTUGBOAT TAISHOなどの活性化にかかる拠点ができたことから、今後は大正区全域にまちの賑わいを取り戻していくため、これらの拠点を中心として更なる公民連携を進め、活性化を進めて行く必要があります。	現在の大正区では人口が減少し、区内税収も下落しており、総体として都市活動が低下し、まちの賑わいが減少してきています。一方、これまで行ったリノベーションの取組みや水辺を利用した社会実験の取組み等の成果により、大正駅周辺などの地価が上昇するとともに、マンション開発等が行われた結果、人口流出には一定の歯止めがかかりつつある(社会動態H26:▲299 H27:▲273 H28:▲24 H29:+50)状況ですが、まだまだ大正駅周辺が中心であり、大正区全域にその影響が行き渡っていません。今後は大正区全域にまちの賑わいを取り戻していくため、新たな拠点作りなどの施策を拡充していく必要があります。	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
114	令和2年 4月1日	P33 第4章 施策 【4】活力ある元気なまちへ 1 まちの活性化 (5)具体的な取組	TUGBOAT_TAISHO	TUGBOAT大正	表記の変更
115	令和2年 4月1日	P34 第4章 施策 【4】活力ある元気なまちへ 2 ものづくり企業の活性化 (1)現状と課題	(削除)	、大正区に滞在しながら就労体験ができる「ファクトリーステイ」	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
116	令和2年 4月1日		(削除)	【82社、15機関(H29.8.5時点)】	
117	令和2年 4月1日		(新規) 令和2年度からは新たな3か年計画を策定し、この取組みを更に発展させ、	—	
118	令和2年 4月1日	P34 第4章 施策 【4】活力ある元気なまちへ 2 ものづくり企業の活性化 (4)施策目標	【区民意識調査】 ・ものづくり事業実行委員会主催事業を知っている区民の割合 63.4%以上 ・大正区を「ものづくりのまち」として誇りに思う区民の割合 83.7%以上 ・企業が地域の活動に寄与していると感じている区民の割合 55.7%以上	【区民意識調査】 ・ものづくり事業実行委員会主催事業を知っている区民の割合 85.2%以上 ・大正区を「ものづくりのまち」として誇りに思う区民の割合 86.1%以上 ・企業が地域の活動に寄与していると感じている区民の割合 69.8%以上	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
119	令和2年 4月1日	P34 第4章 施策 【4】活力ある元気なまちへ 2 ものづくり企業の活性化 (5)具体的な取組	(削除)	ファクトリーステイin大正の実施 ものづくり展示会の開催 ものづくり企業への社会的責任 (CSR)の啓発	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
120	令和2年 4月1日		人材確保に向けた区内企業と府 内の高等学校との交流会の開催	人材確保に向けた区内企業と高 等学校との交流会の開催	
121	令和2年 4月1日	P35 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (1)現状と課題	(新規) 地域まちづくり実行委員会に対 する支援については、若い世代 の地域活動への参加・参画促進 など地域特性に即した地域課題 の解決に向けた取り組みをより 自律的に進めていけるよう、平成 31年4月より「協働型委託事業」 から地域の自主性が最も担保さ れやすい「地域活動協議会補助 金事業」へと行政の支援のあり 方を見直すとともに、地域要望の とりまとめにかかる支援など、よ り一層の民主的な運営への発展 のため、各地域の自主的な取組 を支援する必要があります。	—	区政会議委員の意見に基づく 修正 (意見) ・若い人の地域活動への取り 込み

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
122	令和2年 4月1日	P35～36 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (4)施策目標	<p>【区民アンケート】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会を知っている区民の割合 平成29年度 結果19.1% 平成30年度目標35% ⇒ 結果42.7% 平成31年度 目標40% ⇒ 結果〇〇% <p>【区民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合 平成29年度 結果46.7% 平成30年度 目標49.2% ⇒ 結果50.9% 平成31年度 目標51.7% ⇒ 結果〇〇% ・各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている区民の割合 平成29年度 結果47.6% 平成30年度 目標48% ⇒ 結果49.6% 平成31年度 目標50% ⇒ 結果〇〇% <p>※令和2年度以降の施策目標は、令和2年4月に策定される市政改革計画に基づき設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会を知っている区民の割合（市政改革プラン2.0） 【平成29年度】19.1% 【平成30年度】35% 【平成31年度】40% <p>【区民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合 【平成29年度】46.7% 【平成30年度】29年度実績値に比べて2.5%増 ・各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている区民の割合 【平成29年度】47.6% 【平成30年度】前年度以上 <p>地域まちづくり実行委員会が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組を自律的に進めることができる方法論として、支援のあり方を検討し、見直す。</p>	現在の進捗状況に基づく修正
123	令和2年 4月1日	P36 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (5)具体的な取組	・地域包括支援体制（大正区地域まるごとネット）構築に向けた「地域包括支援プロジェクトチーム」の運用	—	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
124	令和2年 4月1日		（新規） ・自律的な地域活動の支援にかかる地域活動協議会補助金の交付	—	
125	令和2年 4月1日		（削除）	・地域活動協議会補助金制度の創設	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
126	令和2年 4月1日	P36 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (5)具体的な取組	(新規) ・区役所内コンサートの開催		令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
127	令和2年 4月1日		(削除)	・(仮称)ほんまもんコンサートの 開催	
128	令和2年 4月1日		(削除)	・子どもたちによる公園への樹木 札設置 ・種から育てる花づくり事業	
129	令和2年 4月1日	P37 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 2 区民ニーズの把握 (1)現状と課題	平成29年度まで実施していた 区民モニターアンケートについては、 モニター数が195名とやや少ない ことや、住民基本台帳から無作為に 抽出した区民のうち就任の承諾を 得た方と公募に応募いただいた方 で構成しており、区政に積極的な 関心がある方々で構成されていると 考えられたことから、これらの課題 を解消し、より幅広い区民ニーズ や意見・評価を的確に把握するた め、平成30年度からは無作為抽出 した区民に対する区民意識調査に 変更した。 一方、SNSを区役所からの一方的 な情報伝達手段として活用する だけでなく、幅広く区民ニーズ や意見・評価を把握するツール としても活用する必要がある。	現在、区民ニーズについては区 民モニターアンケートにより把握 していますが、モニター数が195 名とやや少ないことや、区政に 積極的な関心がある方々で構成 されていることが考えられる(※) ことから、区民ニーズが十分に 掘り起こせていないという課題 があります。 ※区民モニターは、住民基本台 帳から無作為抽出した区民へ就 任依頼を行って承諾いただいた 方と公募に応募いただいた方で 構成されています。	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
130	令和2年 4月1日	P37 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 2 区民ニーズの把握 (3)施策	・区民意識調査の実施	・区民意識調査の実施及び専門 家会議の設置支援	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
131	令和2年 4月1日	P37 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 2 区民ニーズの把握 (5)具体的な取組	(新規) ・SNS(フェイスブック、ツイ ッター、ラインのアンケート機能)に よる区民の意見やニーズの把握	—	
132	令和2年 4月1日	P38 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 3 情報発信・伝達力の強化 (1)現状と課題	現在の広報媒体は、広報紙(区 内全世帯・全事業所)、ホーム ページ、SNS(フェイスブック、ツ イッター、ライン)、広報板(JR・ 地下鉄大正駅、区内55カ所設置 の掲示板)、広報サポーターのポ スター掲示及び報道発表による マスメディアです。 その中でも、広報紙は、平成30 年度区民意識調査において「広 報紙に知りたい情報が掲載され ている」と回答した区民の割合は 86.9%となっており、広報紙が行 政情報の入手手段として最も重 要な役割を担っている状況です。	現在の広報媒体は、広報紙 (区内全世帯・全事業所)、ホー ムページ、SNS(フェイスブック、 ツイッター)、広報板(JR・地下鉄 大正駅、区内60カ所設置の掲示 板)、広報サポーターのポスター 掲示及び報道発表によるマスメ ディアです。 その中でも、広報紙は、市・区 政の情報を確実にお届けするた めに有効な手段であるとのご意 見(区民モニターアンケート)が 92.3%となっており、広報紙が行 政情報の入手手段として最も重 要な役割を担っている状況で す。	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
133	令和2年 4月1日	P38 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 3 情報発信・伝達力の強化 (1)現状と課題	<p>これまでは広報紙の限られた紙面の中で、行政サービスの制度変更・各種相談や検診並びにイベント情報などの掲載が多くお知らせ型になっており、区民にとって必要な情報ではあるものの区民が、市・区の施策や取り組み等への支持・信頼・共感を得るに至る情報発信が不十分ということが課題でした。そのため、効果的な情報発信に繋げるべく、令和元年度より1年のうちの6か月を従来の8ページから12ページへページ数を増やし、区の重点施策である「地域防災、地域福祉、子育て・教育・地域コミュニティ」の特集や報告記事を掲載しています。また、災害情報など即時の発信が必要な情報については、ツイッターやフェイスブックで発信していますが、区ホームページのトップページでもツイッターとフェイスブックのページを確認することができるようになりました。</p>	<p>しかしながら、広報紙の限られた紙面の中で、行政サービスの制度変更・各種相談や検診並びにイベント情報などの掲載が多くお知らせ型になっており、区民にとって必要な情報ではあるものの区民が、市・区の施策や取り組み等への支持・信頼・共感を得るに至る情報発信が不十分だと考えています。そのため効果的な情報発信に繋げるべく、行政のみならず区民の方々とともにみんなで発信するような仕組み作りについて議論を行っていくとともに、庁内各課情報の一元化を一層推進する必要があります。</p>	<p>現在の進捗状況に基づく修正 区政会議委員の意見に基づく修正 (意見) ・区事業等の無関心層へのアプローチをどうするか</p>

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
134	令和2年 4月1日	P38 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 3 情報発信・伝達力の強化 (1)現状と課題	しかしながら、平成31年1月に実施した区民アンケート調査では、「区役所からの情報発信(広報紙・区HP・SNSなど)について、必要な時に必要な情報が届いていると思いますか」という質問に対して、全体の47.2%の区民は肯定的意見でしたが、一方で全年齢層の12.5%、特に18～29歳の若年層については30.4%が、情報発信していること自体を「知らない」と回答しており、広報紙を区内全世帯に配布しているにも関わらず、広報紙の存在に気付いていない、もしくは関心が無いという結果でした。このため、広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に関心を持ち、手に取って読むようアプローチしていく手法や、アウトリーチ型の広報など、「第3ステージの広報のあり方」について、検討します。そして、行政のみならず区民の方々とともにみんなで発信するような仕組み作りについて議論を行っていくとともに、庁内各課情報の一元化を一層推進していきます。		現在の進捗状況に基づく修正 区政会議委員の意見に基づく修正 (意見) ・区事業等の無関心層へのアプローチをどうするか
135	令和2年 4月1日	P38 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 3 情報発信・伝達力の強化 (4)施策目標	【区民アンケート調査】 ・区役所から必要な時に必要な情報が届いていると感じる人 60%(H34年度)[市政改革プランH30結果 47.2%]	【区民意識調査】 ・区役所から必要な時に必要な情報が届いていると感じる人 60%(H34年度)[市政改革プランH29結果 40.7%]	令和2年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
136	令和2年 4月1日	P39 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 3 情報発信・伝達力の強化 (5)具体的な取組	(新規) ・ツイッター、フェイスブック、ラインを活用した情報発信	—	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
137	令和2年 4月1日	P40 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 4 窓口サービスの充実 (1)現状と課題	<p>大正区役所においては、「戸籍不正閲覧問題」(平成26年2月)や「委託事業者従業員による窓口手数料の着服事件」(平成29年2月)という重大な不祥事案が発生していることから、二度と起こしてはならないとの強い決意のもと再発防止に取り組み、適切な事務処理を徹底することで区民の信用、信頼を高めていく必要があります。</p> <p>一方で、平成28年度から3年連続区役所来庁者等に対する窓口サービスの格付け結果では☆☆を獲得しており、引き続き高い評価を頂けるよう、さらなる接遇技術の向上に加え、業務の標準化や難しい事例の共有を行い、スピーディで正確な対応を心がけています。窓口に来られる方のご用件は様々ですが、どのような用件でも親身になって相談を受ける姿勢は安心感を与え、信頼関係を構築することができます。好印象を持ってもらうことができれば、その後の手続きの進捗においてもよい結果が期待でき、円滑な事務執行につながります。窓口サービス課で行った来庁者アンケートにおいては、「話を聞く態度」、「言葉遣い」、「話し方」、「説明力」などの観点から評価いただき、これらの項目で約85%の方にご満足いただける結果となっています。</p>	<p>大正区窓口サービス課においては、「戸籍不正閲覧問題」(平成26年2月)や「委託事業者従業員による窓口手数料の着服事件」(平成29年2月)という重大な不祥事案が発生していることから、二度と起こしてはならないとの強い決意のもと再発防止に取り組み、適切な事務処理を徹底することで区民の信用、信頼を高めていく必要があります。</p> <p>また、国民健康保険は社会保障であると同時に、受益者負担が求められており、被保険者間の負担の公平性を図ることが求められています。当区における平成28年度の収納率は90.08%と平成27年度の88.21%に比し、1.87ポイントアップしているものの、滞納世帯は依然として多く、未納世帯の増加は納めている人との公平さを欠くばかりか、国民健康保険制度そのものが成り立たなくなってしまう懸念もあり、国民健康保険財政の健全化に向け収納率の向上を図るとともに、市民負担の公平性の確保を重視した滞納者対策を進める必要があります。</p>	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
138	令和2年 4月1日	P40 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 4 窓口サービスの充実 (1)現状と課題	平成27年から始まったマイナンバー制度では、個人番号カードの区民の保有率は約17%(R1.7末現在)ですが、令和4年度末には全ての国民がカードを保有することをめざす国の方針に則り、区民の皆様へ個人番号カードの正しい理解や活用方法を広報し、交付促進に取り組む必要があります。 また、国民健康保険は社会保障であると同時に、受益者負担が求められており、被保険者間の負担の公平性を図ることが求められています。当区における収納率は、平成27年度の88.21%でしたが、平成28年度は90.08%、平成29年度は91.02%、平成30年は92.06%着実に成果を上げていますが、滞納世帯は依然として多く、未納世帯の増加は納めている人との公平さを欠くばかりか、国民健康保険制度そのものが成り立たなくなってしまう懸念もあり、国民健康保険財政の健全化に向け収納率の向上を図るとともに、市民負担の公平性の確保を重視した滞納者対策を進める必要があります。		現在の進捗状況に基づく修正
139	令和2年 4月1日	P40 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 4 窓口サービスの充実 (3)施策目標	個人番号カードの普及啓発、公正・公平な事務執行。	不適正事務の防止、公正・公平な事務執行により、大正区への信頼を取り戻していきます。	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
140	令和2年 4月1日	P40 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 4 窓口サービスの充実 (4) 施策目標	(新規) ・すべての区民が個人番号カードを保有	—	令和2年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
141	令和2年 4月1日	P40 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 4 窓口サービスの充実 (5) 具体的な取組	(新規) ・住民情報業務等の適切な運営 管理		
142	令和2年 4月1日		(削除)	・住民情報業務等の民間委託による実施 ・住民情報窓口業務の民間委託 会社との定例会議の開催	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
143	令和3年 4月1日	P5 第1章 計画の位置付け	市政改革プラン	市政改革プラン2.0(区政編)	市政改革プランの更新に伴う 表記変更
144	令和3年 4月1日	P11 第3章 策定の基本的方向性 【5】重点的取組み	「大正区地域福祉ビジョン ver.2.0」(令和3月決定)では、「地域福祉」の定義を「地域における福祉課題に対し、地域住民や福祉関係者などが協力して解決に取り組んでいこうという考え」としています。	「大正区地域福祉ビジョン」(平成29年3月決定)では、「地域福祉」の定義を「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉」としています。	大正区地域福祉ビジョン改訂 に伴う修正
145	令和3年 4月1日	P14 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進 (1)現状と課題	なお、現行の「地域福祉ビジョン」は令和3年3月に改定を行いました。	なお、現行の「地域福祉ビジョン」は令和2年度末に推進期間が終了するため、令和2年度末までに改定を行います。	
146	令和3年 4月1日	P14 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進 (3)施策	地域福祉ビジョン(令和3年3月策定)に基づく地域福祉の推進	地域福祉ビジョン(平成29年3月策定)に基づく地域福祉の推進	
147	令和3年 4月1日	P14 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせるまちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推進 (4)施策目標	「大正区地域包括支援体制(大正区地域まるごとネット)」の確立と地域福祉ビジョン推進期間(令和3年度～令和6年度)における取組を通じて、	「大正区地域包括支援体制(大正区地域まるごとネット)」の確立と地域福祉ビジョン推進期間(平成29年度～令和2年度)における取組を通じて、	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
148	令和3年 4月1日	P14,15 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 1 地域福祉ビジョンに基づく福祉の推 進 (5)具体的な取組	・地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	・在宅医療・介護連携の推進	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
149	令和3年 4月1日		・特別支援教育サポーター(発達 障がいサポーター)の配置	・特別支援サポーターの派遣	
150	令和3年 4月1日		・地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	・地域包括支援センター運営協 議会の開催	
151	令和3年 4月1日		・生活困窮者への自立支援(生 活困窮者自立相談支援事業) ・生活困窮者への自立支援(大 正区生活困窮者支援会議)	・生活困窮者への自立支援	
152	令和3年 4月1日		・小学校区福祉委員会(仮称)の 設置及び運営支援	(新規)	
153	令和3年 4月1日	P17 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 3 要援護者支援システムの構築 (1)現状と課題	「要援護者支援システム」の構築 状況は、令和元年度末には2地 域において体制が整い、令和2年 度には新たに1地域、令和3年度 末までに全10地域での構築をめ ざしています。	「要援護者支援システム」の構築 状況は、令和元年度末には3地 域において体制が整い、令和2 年度には新たに3地域、令和3年 度末までに全10地域での構築を めざしています。	現在の進捗状況に基づく修正
154	令和3年 4月1日	P18 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 4 総合的な相談支援体制 (5)具体的な取組	・地域包括ケアシステムの構築 (在宅医療・介護連携の推進)	・在宅医療・介護連携の推進	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
155	令和3年 4月1日		・地域包括ケアシステムの構築 (地域包括支援センターの運営)	・地域包括支援センター運営協 議会の開催	
156	令和3年 4月1日		・児童への虐待対応・防止	・要保護児童対策地域協議会の 開催	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
157	令和3年 4月1日	P18 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 4 総合的な相談支援体制 (5)具体的な取組	・生活困窮者への自立支援(生活困窮者自立相談支援事業)	・生活困窮者への自立支援	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
158	令和3年 4月1日		・生活困窮者への自立支援(大正区生活困窮者支援会議)	・大正区生活困窮者支援会議の開催	
159	令和3年 4月1日		・ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み ・家庭児童相談	(新規)	
160	令和3年 4月1日	P19 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 5 障がいのある方へのサポート (5)具体的な取組	・特別支援教育サポーター(発達障がいサポーター)の配置 ・こころの健康の保持・増進	(新規)	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
161	令和3年 4月1日	P20 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 6 健康寿命の延伸 (5)具体的な取組	・がん予防・生活習慣病予防の推進	・がん検診・特定健診についての周知・啓発	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
162	令和3年 4月1日		・歯・口腔の健康の増進	・歯科健康相談の実施	
163	令和3年 4月1日		・高齢者の健康増進	・健康講座の実施	
164	令和3年 4月1日		・食品衛生に関する相談・啓発 ・感染症対策の充実・強化 ・結核対策の充実・強化 ・狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発 ・そ族昆虫の防除	(新規)	
165	令和3年 4月1日		(削除)	・健康増進普及啓発事業『大正区健康の日 みんなの健康展』の開催	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
166	令和3年 4月1日	P21 第4章 施策	・生活保護世帯への計画的な訪問等調査活動の実施	・生活保護世帯への計画的な訪問調査活動の実施	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
167	令和3年 4月1日	【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 7 適切な生活保護の実施 (5)具体的な取組	・生活保護にかかる開始手続き ・生活保護費支払い業務 ・遺留金及び遺留品の適正な管理 ・ケース診断会議	(新規)	
168	令和3年 4月1日	P22 第4章 施策 【1】だれもが健康で安心して暮らせる まちへ 8 人権の尊重 (5)具体的な取組	・区における人権啓発事業 ・人権啓発推進員の活動支援	・人権啓発活動の推進 ・浪速・西・港・大正区合同での 人権展の開催 令和2年度にて終了し、令和3 年度からは区独自の「人権のつ どい」(仮称)の開催	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
169	令和3年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (1)現状と課題	令和2年度の区民意識調査のアンケート結果によれば、津波の際にどの建物に避難するのかわ知っている区民の割合が67.7と高い一方、区の防災計画及び地区防災計画が策定されていることを知っている区民の割合は21.1%と低く、	令和元年度の区民意識調査のアンケート結果によれば、津波の際にどの建物に避難するのかわ知っている区民の割合が66.0%と高い一方、区の防災計画及び地区防災計画が策定されていることを知っている区民の割合は18.0%と低く	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
170	令和3年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (1)現状と課題	<p>地区防災計画については、平成30年度に直下型地震編、令和元年度に風水害編、令和2年度に津波編と3か年計画で策定を進め、令和2年度の津波編の策定をもって、各地域における防災計画の策定が完了いたしました。また、令和2年度には全地域、全小中学校及び各種防災関係機関が連携し、風水害を想定した総合防災訓練を実施するなど、施策目標である地区防災計画に基づく全地域と連携した防災訓練の実施に向けて着実に取り組みを進めております。</p>	<p>地区防災計画については、平成30年度に直下型地震編、令和元年度に風水害編、令和2年度に津波編と3か年計画で策定を進めており、平成30年度には全地域で直下型地震編の策定を終え、令和元年度は風水害編の策定に向けて各地域において検討していただいております。また、令和元年度には複数の地域と各種防災関係機関が連携し、直下型地震を想定した総合防災訓練を実施するなど、令和2年度の津波編の策定及び施策目標である地区防災計画に基づく全地域と連携した防災訓練の実施に向けて着実に取り組みを進めております。</p>	現在の進捗状況に基づく修正
171	令和3年 4月1日	P23 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 1 災害への備え (5)具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の向上に向けた「自助」「互助・共助」「公助」にかかる計画等の運用 ・防災訓練の実施 ・地域防災リーダーの育成 ・津波避難ビル協定等の拡充 ・防災用物資等支援 ・水防団との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災対策事業 ①防災計画の策定 ②防災会議の開催 ③防災訓練の実施 ④地域防災リーダーの育成 ⑤津波避難ビル協定等の拡充 ⑥防災用物資等支援 ⑦水防団との連携 	令和3年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
172	令和3年 4月1日	P24 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 2 防犯対策 (5)具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・こども110番の家の普及 ・通学路安全プログラムによる通学路の安全対策 ・放置自転車防止対策 	(新規)	令和3年度大正区事業・業務計画書に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
173	令和3年 4月1日	P25 第4章 施策 【2】快適で安全なまちへ 3 空家等への対策 (5)具体的な取組	・特定空家等の是正および空家等の利活用の促進	・特定空家等の是正 ・空家等の利活用の促進	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
174	令和3年 4月1日		・そ族昆虫の防除 ・狂犬病の予防及び動物の適正飼養・野生鳥獣の管理に関する啓発	(新規)	
175	令和3年 4月1日	P26 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 1 子育て施策の充実(見守り) (5)具体的な取組	・プレパパ・プレママレッスンの開催	・母子保健事業(プレパパ・プレママレッスンの開催)	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
176	令和3年 4月1日		・乳幼児健康診査等の実施	・乳幼児健康診査の実施	
177	令和3年 4月1日		特別支援教育サポーター(発達障がいサポーター)の配置	特別支援サポーターの派遣	
178	令和3年 4月1日		就学前(4・5歳児)こどもサポートネット事業	4・5歳児スタートアップ事業	
179	令和3年 4月1日		・家庭児童相談 ・児童への虐待対応・防止 ・ひとり親家庭の自立支援に向けた取り組み ・保育所入所事務 ・子育て支援機関とのネットワーク強化 ・児童虐待対応力強化のためのケース対応検証事業	(新規)	
180	令和3年 4月1日		(削除)	・心理相談員による乳幼児の発達相談 ・要保護児童対策地域協議会の開催	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
181	令和3年 4月1日	P29 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 4 生活習慣の改善 (5)具体的な取組	・PTA活動の支援	(新規)	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
182	令和3年 4月1日	P30 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 5 問題行動への対応 (5)具体的な取組	・家庭児童相談	(新規)	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
183	令和3年 4月1日	P32 第4章 施策 【3】次世代の未来が輝くまちへ 6 こどもの貧困対策(こどもサポ ートネット事業) (5)具体的な取組	・リーディングスキルアップ事業	・「読み書き能力(リテラシー)」ス キルアップ	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
184	令和3年 4月1日		・就学前(4・5歳児)こどもサポ ートネット事業	・4・5歳児スタートアップ事業	
185	令和3年 4月1日		・児童への虐待対応・防止 ・ひとり親家庭の自立支援に向け た取り組み ・区独自スクールソーシャルワー カーの活用事業 ・家庭児童相談 ・児童手当認定支給事務とこども 医療費助成事務 ・基礎学力育成支援事業 ・プログラミング教育支援事業	(新規)	
186	令和3年 4月1日		(削除)	・要保護児童対策地域協議会の 開催	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
187	令和3年 4月1日	P34 第4章 施策 【4】活力ある元気なまちへ 2 ものづくり企業の活性化 (5)具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・医工福連携 ・ものづくりフェスタの開催 ・大正・港オープンファクトリーの実施 ・修学旅行をはじめとする工場見学会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域との交流 ものづくりフェスタの開催、大正・港オープンファクトリーの実施 ・企業への支援 高校と区内企業とのインターンシップ(就業体験)の実施、修学旅行をはじめとする工場見学会の実施、人材確保に向けた区内企業と府内の高等学校との交流会の開催 	令和3年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
188	令和3年 4月1日	P36 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化	地域活動協議会	地域まちづくり実行委員会	市統一表現に変更
189	令和3年 4月1日	P35.6 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (4)施策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会を知っている区民の割合 令和元年度(平成31年度)目標 40% ⇒ 結果40.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会を知っている区民の割合 令和元年度(平成31年度)目標 40% ⇒ 結果〇〇% 	現在の進捗状況に基づく修正
190	令和3年 4月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会を知っている区民の割合 令和2年度 目標41% ⇒ 結果53.7% 	(新規)	
191	令和3年 4月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合 令和元年度(平成31年度)目標 51.7% ⇒ 結果50.8% 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域でのつながりに関して肯定的に感じている区民の割合 令和元年度(平成31年度)目標 51.7% ⇒ 結果〇〇% 	
192	令和3年 4月1日		<ul style="list-style-type: none"> ・各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている区民の割合 令和元年度(平成31年度)目標 50% ⇒ 結果51.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体により地域の特性や課題に応じた活動が進められていると感じている区民の割合 令和元年度(平成31年度)目標 50% ⇒ 結果〇〇% 	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
193	令和3年 4月1日	P36 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (4) 施策目標	・区民が地域活動協議会が取り 組む地域活動を知っていると回 答した件数 令和2年度 399件(令和3年度 目標400件)	(新規)	現在の進捗状況に基づく修正
194	令和3年 4月1日		(削除)	※令和2年度以降の施策目標 は、令和2年4月に策定される市 政改革計画に基づき 設定する。	
195	令和3年 4月1日	P36 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 1 地域活動の活性化 (5) 具体的な取組	・大正区まちづくり活動の強化推 進	・大正区まちづくり活動の強化推 進(大正区民まつり)	令和3年度大正区事業・業務 計画書に基づく修正
196	令和3年 4月1日		・地域活動協議会間のつながり の拡充にかかる支援	・地域まちづくり実行委員会委員 長会の開催	
197	令和3年 4月1日		・T-1音楽振興事業	・T-1ライブグランプリの開催	
198	令和3年 4月1日		・区役所コンサート	・区役所内コンサートの開催	
199	令和3年 4月1日		・大正区成人式の実施	・大正区成人式(成人の日のつ どい)の実施	
200	令和3年 4月1日		・区民が主役の魅力発信事業 ・噴水広場(もと噴水設備)の利 活用 ・PTA活動の支援	(新規)	
201	令和3年 4月1日		(削除)	・大正区まちづくり活動の強化推 進(ファミリージョギング大会) ・こども文化祭 ・Taisho生涯学習フェスタ ・「10年後の私への手紙」の実施 ・文楽公演の実施 ・「40年後の同窓会」の実施	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
202	令和3年 4月1日		令和2年度区民意識調査において「広報紙に知りたい情報が掲載されている」と回答した区民の割合は85.5%となっており、広報紙が行政情報の入手手段として最も重要な役割を担っている状況です。	平成30年度区民意識調査において「広報紙に知りたい情報が掲載されている」と回答した区民の割合は86.9%となっており、広報紙が行政情報の入手手段として最も重要な役割を担っている状況です。	現在の進捗状況に基づく修正
203	令和3年 4月1日	P38 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 3 情報発信・伝達力の強化 (1)現状と課題	特に、令和2年当初から続いている新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、区主催の各種イベントや行事等が中止または規模縮小をせざるを得ず、区の施策を区民へ直接伝えることが困難な状況となっている今般、区民へ行政情報を届けることができる広報紙の役割がさらに重要となっています。また、区として区民へ届ける必要のある情報が増大していることにより、広報紙の8ページの月ではページ数が足りておらず、情報を詰め込むことで文字や写真が小さくなってしまふなど視認性の低下が課題となっていることから、令和3年度より全ての月を12ページ(うち3ページについては、政策企画室作成にかかる「大阪市民のみなさんへ」とし、ページ数を増やすこととしました。	これまでは広報紙の限られた紙面の中で、行政サービスの制度変更・各種相談や検診並びにイベント情報などの掲載が多くお知らせ型になっており、区民にとって必要な情報ではあるものの区民が、市・区の施策や取り組み等への支持・信頼・共感を得るに至る情報発信が不十分ということが課題でした。そのため、効果的な情報発信に繋げるべく、令和元年度より1年のうちの6か月を従来の8ページから12ページへページ数を増やし、区の重点施策である「地域防災、地域福祉、子育て・教育・地域コミュニティ」の特集や報告記事を掲載しています。	
204	令和3年 4月1日		また、災害情報など即時の発信が必要な情報については、ツイッターやフェイスブックで発信していますが、区ホームページのトップページでもツイッターとフェイスブックのページを確認することができるようにしています。	また、災害情報など即時の発信が必要な情報については、ツイッターやフェイスブックで発信していますが、区ホームページのトップページでもツイッターとフェイスブックのページを確認することができるようにしました。	

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
205	令和3年 4月1日	P38 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 3 情報発信・伝達力の強化 (1)現状と課題	しかしながら、令和2年1月に実施した区民アンケート調査では、「区役所からの情報発信(広報紙・区HP・SNSなど)について、必要な時に必要な情報が届いていると思いますか」という質問に対して、全体の50.1%の区民は肯定的意見でしたが、一方で全年齢層の10.9%、特に18～29歳の若年層については23.5%が、情報発信していること自体を「知らない」と回答しており、	しかしながら、平成31年1月に実施した区民アンケート調査では、「区役所からの情報発信(広報紙・区HP・SNSなど)について、必要な時に必要な情報が届いていると思いますか」という質問に対して、全体の47.2%の区民は肯定的意見でしたが、一方で全年齢層の12.5%、特に18～29歳の若年層については30.4%が、情報発信していること自体を「知らない」と回答しており、	現在の進捗状況に基づく修正
206	令和3年 4月1日	P39 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 3 情報発信・伝達力の強化 (5)具体的な取組	・都市・地域交流	(新規)	令和3年度大正区事業・業務計画書に基づく修正
207	令和3年 4月1日	P40 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 4 窓口サービスの充実 (1)現状と課題	平成27年から始まったマイナンバー制度では、個人番号カードの区民の保有率は約26%(R3.2末現在)ですが、	平成27年から始まったマイナンバー制度では、個人番号カードの区民の保有率は約17%(R1.7末現在)ですが、	現在の進捗状況に基づく修正

大正区将来ビジョン2022新旧対照表

No	改訂日	該当箇所	新	旧	趣旨
208	令和3年 4月1日		・窓口サービスにおける不適切事務の撲滅	・不適正事務の防止	
209	令和3年 4月1日	P40,41 第4章 施策 【5】「区民が主役」のまちへ 4 窓口サービスの充実 (5)具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務業務及びコンプライアンスの確保 ・弁護士による無料法律相談の実施 ・不動産に関する無料相談の実施 ・区庁舎・設備等の維持管理 ・オリジナル婚姻届の利用促進 ・5S活動の推進 ・住民情報業務等の適切な運営管理 ・窓口サービス課(住民登録グループ)窓口受付等業務 ・戸籍届書受付・審査等業務 ・保険年金窓口受付等業務における事務改善 ・大阪市戸籍住民基本台帳事務協議会の組織運営 ・保健福祉課(福祉グループ)窓口受付等業務 ・介護保険料の収納率の向上 ・保健福祉課(介護保険グループ)窓口受付等業務 ・保健福祉課(健康づくり・保健活動グループ)窓口受付等業務 	(新規)	令和3年度大正区事業・業務計画書に基づく修正